



新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、株主の皆様におかれましては可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会開催日の現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、株主総会会場におきましては下記の対策をいたします。

- ・株主総会へご出席される際には、マスクの着用をお願いいたします。
 - ・会場入り口付近など複数箇所にアルコール消毒液を設置いたします。
- 会場への入場の際にはアルコール消毒の噴霧にご協力ください。
- ・会場は、フィジカルディスタンスに配慮して配置させていただきます。
 - ・株主総会運営スタッフにおいてもマスク着用にて対応させていただきます。

なお、今後の状況により株主総会の運営の変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kcp.co.jp/>)にて掲載させていただきます。

第61回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地
当社本社・桶川工場 2階ホール
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

目次

第61回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
(添付書類)	
事業報告	8
計算書類	24
監査報告書	33
株主総会会場ご案内図	裏表紙

議決権行使について

当日ご出席いただけない場合は、郵送により議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2020年6月23日（火曜日）午後5時20分到着分まで

国際チャート株式会社

証券コード：3956

株 主 各 位

埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地
国際チャート株式会社
代表取締役社長 中之庄幸三

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。書面による議決権の行使につきましては、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所	埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地 当社本社・桶川工場 2階ホール （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項	
報 告 事 項	第61期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項	第1号議案 取締役4名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

.....
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正の必要が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kcp.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、取締役4名（うち3名は再任候補者です）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位 または他の会社における地位	取締役会 出席状況
1	なか の しょう こう ぞう 中之庄 幸 三 再 任	代表取締役社長 ナカバヤシ(株)専務取締役 (株)八光社代表取締役	90% (9回/10回)
2	そ し ざ き み の る 曾志崎 稔 再 任	取締役	100% (10回/10回)
3	お ぎ の た か し 荻 野 孝 再 任	取締役	100% (10回/10回)
4	まつ き か ん い ち ろ う 松 木 幹一郎 新 任 社外取締役 独立役員	—	—

候補者番号

1



なかのしょうこう ぞう
中之庄 幸三
(1956年12月2日生)

再 任

所有する当社の株式の数
3,000株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4 月	ナカバヤシ(株)入社	2011年 6 月	兵庫ナカバヤシ(株)代表取締役
2007年 4 月	同社DFカンパニー長		
2009年 4 月	同社執行役員 営業統括本部副本部長（現任）	2012年 6 月	ナカバヤシ(株)常務執行役員
	DF・商印カンパニー長	2014年 6 月	同社常務取締役
2010年 4 月	同社印刷・製本カンパニー長	2016年 4 月	同社関係会社統括本部長
		2016年 6 月	同社専務取締役（現任）
2010年 6 月	同社取締役	2016年 9 月	(株)八光社代表取締役（現任）
		2018年 3 月	当社代表取締役社長（現任）

＜取締役候補者とした理由＞

親会社の専務取締役として同社グループの経営を担い、受注製造販売・購買部門担当、子会社経営等における幅広い経験に基づく高い見識を有しており、2018年3月当社代表取締役社長に就任以来、業務全般の改革・改善を推進し、企業価値を向上させている点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

2



そしざき みのる
曾志崎 稔
(1963年10月10日生)

再 任

所有する当社の株式の数
38,600株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4 月	当社入社	2011年10月	当社常務執行役員技術開発センター長
2005年 1 月	当社執行役員技術本部記録紙技術部長	2012年10月	当社常務執行役員技術・生産本部長、兼同技術開発センター長
2006年10月	当社常務執行役員技術本部長	2013年 1 月	当社技術・生産本部長、兼同技術開発センター長
2007年 6 月	当社取締役（現任） 常務執行役員技術開発センター長	2013年 4 月	当社社長補佐
2008年 4 月	当社専務執行役員技術・市場開発センター長	2016年 4 月	当社生産管理統括部長
2009年 4 月	当社専務執行役員技術・生産本部長	2018年 3 月	当社生産統括部長
		2019年 4 月	当社営業統括部長（現任）
2011年 6 月	当社常務執行役員技術・生産本部長		

＜取締役候補者とした理由＞

入社以来、主に生産・技術関連部門を担当し、当社における豊富な業務経験と幅広い知見を有し、現在は取締役営業統括部長として、熟知した当社製品の特徴・強味を活かし、営業基盤、事業基盤の強化・拡充等を推進している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

3



おぎの たかし
萩野 孝
(1960年12月21日生)

再任

所有する当社の株式の数
－株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4 月	日本通信紙(株)入社	2013年 4 月	同社生産本部生産副本部長 兼生産情報統合室長
2005年 4 月	同社生産本部柏IPセンター 業務部長	2013年 6 月	同社執行役員
2010年 4 月	同社生産本部柏IPセンター 長	2015年 6 月	同社取締役
2011年 4 月	同社営業本部第三営業部長	2018年 3 月	当社取締役 (現任) 生産管理統括部長
		2019年 4 月	当社生産統括部長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

グループ会社における豊富な経験に基づく高い見識を有し、2018年3月当社取締役に就任以来、製造部門を担当し、現在は取締役生産統括部長としてグループ企業間シナジー効果、新規商材の開発等を推進している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

4



まつ ぎ かんいちろう
松 木 幹一郎
(1958年4月4日生)

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式の数
－株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4 月	東芝テック(株)入社	2014年 6 月	同社執行役員
2008年10月	同社リテール・ソリューション事業本部九州支社 副支社長	2015年 4 月	同社リテール・ソリューション事業本部東京支社長
2010年 4 月	同社リテール・ソリューション事業本部九州支社長	2018年 6 月	同社常勤顧問 (現任)
2013年 4 月	同社リテール・ソリューション事業本部関西支社長		

<社外取締役候補者とした理由>

長年にわたる上場企業における豊富な経験、培われた見識等に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご助言・指導をいただけることから社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者中之庄幸三氏は、当社の親会社でありますナカバヤシ(株)の業務執行者であり、過去5年間に於いても同社の業務執行者であります。なお、同氏の同社における現在及び過去5年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 候補者荻野孝氏は、2019年6月まで当社の親会社等の子会社であります日本通信紙(株)の業務執行者でありました。
4. 候補者松木幹一郎氏は、社外取締役候補者であります。
5. 松木幹一郎氏は、2018年6月まで当社の特定関係事業者（主要な取引先）である東芝テック(株)の業務執行者でありました。
6. 松木幹一郎氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
7. 当社は、松木幹一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
8. 東芝テック(株)は現在の商号であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役藤川隆之氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査体制の強化及び充実を図るため、監査役1名を増員することとし、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1



ふじ がわ たか ゆき
藤 川 隆 之
(1960年10月11日生)

再 任

社外監査役

所有する当社の株式の数
一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	東芝テック(株)入社	2012年 4 月	同社経理部第三経理室グループ (連結担当) グループ長
2011年 4 月	同社グローバルソリューション事業本部経理部グループ管理第二担当グループ長	2015年10月	同社財務部第二財務室参事
2011年 5 月	同社生産・調達本部経理部グループ管理担当グループ長	2016年 6 月	当社常勤監査役 (現任)

<社外監査役候補者とした理由>

長年にわたり上場企業の経理財務に携わってきた見地から、当社の経営に対する適切な監査を実施いただいております、引き続き、社外監査役として適任と判断しました。

候補者番号 2



かわ すみ よう いち
川 澄 洋 一
(1962年11月19日生)

新 任
監 査 役

所有する当社の株式の数
100株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年 4 月	横河電機(株)入社	2015年 5 月	経営管理統括部リスクマネジメントグループ長
1997年 1 月	当社出向		
2002年10月	当社入社	2017年 6 月	経営管理統括部副統括部長
2013年 7 月	経営管理センター監査グループ長	2018年 3 月	経営管理統括部長（現任）

<監査役候補者とした理由>

長年にわたり当社の経理財務及び内部監査業務に携わってきた見地から、当社の経営に対する適切な監査を実施いただけることから監査役として適任と判断しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者藤川隆之氏は、社外監査役候補者であります。
3. 藤川隆之氏は、2016年6月まで当社の特定関係事業者（主要な取引先）である東芝テック(株)の業務執行者でありました。
4. 藤川隆之氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は藤川隆之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 東芝テック(株)及び横河電機(株)は現在の商号であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

1 事業の経過及びその成果

(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期	増減額
売上高	4,328	4,582	254
営業利益	97	115	17
経常利益	103	111	7
当期純利益	89	97	7

当事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日）におけるわが国経済は、堅実な企業収益を背景に、雇用・所得環境も改善し、緩やかな回復基調で推移してきましたが、米中貿易摩擦や英国のEU離脱など不透明な世界情勢に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済への影響が増大し、先行きの不透明な状況が一層高まっております。

このような状況下、当社は、新規商材の開発や新規市場の開拓を強力に推進するとともに、親会社であるナカバヤシグループ各社や協力会社とのシナジーの深耕、既存設備の有効活用と高品質体制の構築などにより、競争力強化、コスト改善等に取り組んでおります。

この結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は4,582百万円（前年同期比5.9%増）、営業利益は115百万円（前年同期比17.9%増）、経常利益は111百万円（前年同期比7.6%増）、当期純利益は97百万円（前年同期比8.2%増）となりました。

2 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は203百万円であります。
その主なものは、生産設備投資及び情報化投資であります。

3 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

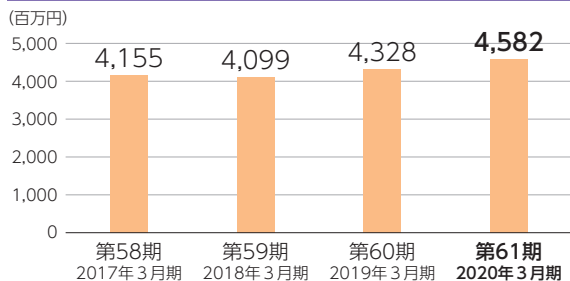
該当事項はありません。

(2)財産及び損益の状況の推移

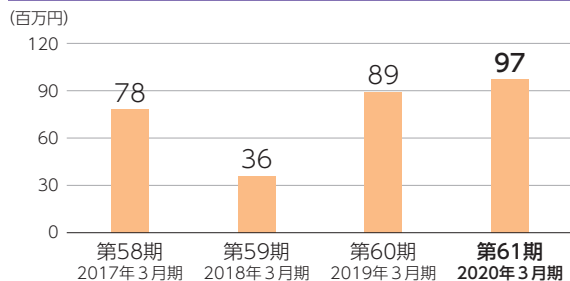
(単位：百万円)

区 分	第58期 (2017年3月期)	第59期 (2018年3月期)	第60期 (2019年3月期)	第61期 (当期) (2020年3月期)
売上高	4,155	4,099	4,328	4,582
当期純利益	78	36	89	97
1株当たり当期純利益	13円12銭	6円03銭	14円95銭	16円17銭
総資産	3,434	3,358	3,472	3,520
純資産	1,621	1,646	1,719	1,795
1株当たり純資産額	270円32銭	274円50銭	286円52銭	299円29銭

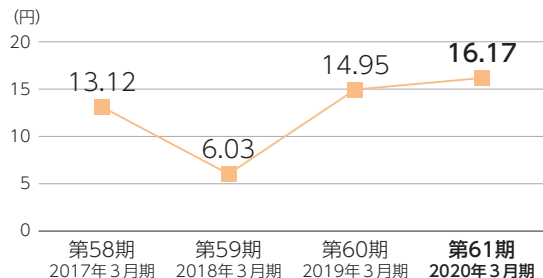
売上高



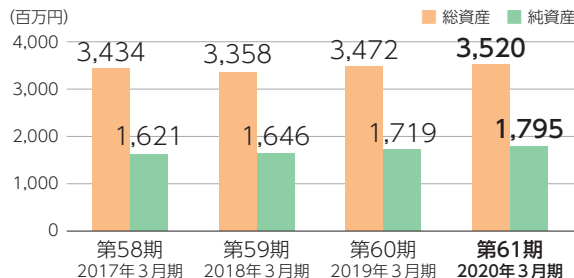
当期純利益



1株当たり当期純利益



総資産／純資産



(3)重要な親会社及び子会社の状況

1 親会社との関係

当社の親会社は、ナカバヤシ株式会社であります。ナカバヤシ(株)は当社の株式3,080,000株（議決権比率51.3%）を保有しております。

ナカバヤシ(株)との人的関係につきましては、役員の兼任等、経営ノウハウ及び技術の共有化等を目的として受入れを適宜行っております。

2 親会社との間の取引に関する事項

- i. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社はナカバヤシ(株)との間で帳票類の購入等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、当社及び少数株主に不利益を与えることがないよう、他の取引と同様の競争原理に基づき、透明性を保った公正かつ公平な手続きにより、市場価格等を勘案して交渉の上、合理的・一般的取引条件に基づき、公正かつ適正に決定しております。

- ii. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社はナカバヤシ(株)より取締役及び監査役を受け入れておりますが、独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役・独立社外監査役から当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経た上で、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営につきましては、当社独自の事業運営体制にて自由な事業活動を展開しつつ、ナカバヤシ(株)等との間でシナジーを発揮出来る分野においては、最大限の共存共栄を目指す事業展開をしており、上場会社としてお互いの立場を尊重しつつ、経営の独立性を維持・確保する中で、適切に経営及び事業活動に当たっております。

- iii. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

3 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4)対処すべき課題

当社は、我々を取り巻く大きな経営環境の変化に対応するため、「変革」と「デジタル化」を目標として掲げ、以下の課題に対処してまいります。

- ① 次世代に繋げていく新規ビジネスの創造、構築に取り組み、事業領域の拡大・拡充を図ってまいります。
- ② Eコマースを強化し、更なる事業構造の高品質化・効率化に取り組んでまいります。
- ③ グループ会社間における生産設備の有効活用と高品質体制の構築に取り組むなど、シナジー効果を最大限発揮してまいります。
- ④ 新規の設備投資による付加価値の高い商品の製造、内製化等を推進し、利益率の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5)主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社は、ラベル紙、計測用記録紙、医療用記録紙、記録計用各種消耗品及び部品、温湿度記録計、屋外検針用記録紙等の開発、製造、販売及びシュレツダ・事務用機器・帳票等のナカバヤシ製品、複合機・ラベルプリンタ・自動認識システム等の東芝テック製品及びコピー用紙等のサプライ商品関連の販売を主たる事業内容としております。

(6)主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

本 社： 埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地
 営業所： 大阪オフィス（大阪府大阪市）
 工 場： 本社工場（埼玉県桶川市）

(7)使用人の状況（2020年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
123（44）名	1名減（4名増）	43.9歳	18.2年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員（期間社員等）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8)主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9)その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,000,000株（自己株式60株を含む）
- ③ 株 主 数 2,200名
- ④ 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
ナ カ バ ヤ シ 株 式 会 社	3,080,000株	51.3%
東 芝 テ ッ ク 株 式 会 社	336,500株	5.6%
横 河 電 機 株 式 会 社	183,300株	3.1%
国 際 チ ャ ー ト 従 業 員 持 株 会	169,600株	2.8%
山 本 淳 一	77,200株	1.3%
南 野 雄 介	62,100株	1.0%
志 村 克 己	61,700株	1.0%
大 野 新 司	53,300株	0.9%
山 野 井 康 雄	46,200株	0.8%
佐 藤 伸 介	41,400株	0.7%

（注）持株比率は自己株式（60株）を控除して計算しております。また、小数点第1位未満を四捨五入によって表示しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1)取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	中之庄 幸 三	ナカバヤシ(株)専務取締役 (株)八光社代表取締役
取 締 役	曾志崎 稔	営業統括部長
取 締 役	荻 野 孝	生産統括部長
取 締 役	神 藤 茂 久	
常 勤 監 査 役	藤 川 隆 之	
監 査 役	作 田 一 成	ナカバヤシ(株)常務取締役
監 査 役	小 宮 豊	弁護士

- (注) 1. 2019年6月19日開催の当社第60回定時株主総会終結の時をもって、監査役大治右氏は任期満了により退任いたしました。
2. 神藤茂久氏は、社外取締役であります。
3. 取締役神藤茂久氏は、長年にわたり上場企業で培われた豊富な経験、見識等を当社の意思決定並びに業務執行の監督等に活かしております。
4. 監査役藤川隆之氏及び小宮豊氏は、社外監査役であります。
5. 監査役藤川隆之氏は、上場企業の経理財務を長年にわたり経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役小宮豊氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っております。
7. 取締役神藤茂久氏及び監査役小宮豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、届け出ております。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

社外取締役神藤茂久氏、社外監査役藤川隆之氏及び小宮豊氏と当社との間で責任限定契約を締結しております。

(3)取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 4名（うち社外取締役1名 2,400千円 ） 19,080千円
 監査役 3名（うち社外監査役3名 13,800千円 ） 13,800千円

- （注） 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の当社第48回定時株主総会において、年額1億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の当社第56回定時株主総会において、年額25,000千円以内と決議いただいております。
 4. 監査役の支給員数は、無報酬の監査役1名を除いております。

(4)社外役員に関する事項

1 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

2 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

3 事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	神藤茂久	当事業年度開催の取締役会10回中全てに出席し、長年培われた豊富な経験、見識等の観点から、議案審議等につき、必要な発言を行っております。
社外監査役	藤川隆之	当事業年度開催の取締役会10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会12回中全てに出席し、長年にわたり上場企業の経理財務に携わってきた見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	小宮 豊	当事業年度開催の取締役会10回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会12回中全てに出席し、企業法務に関する見地から、当社の業務執行の監査、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1)名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたPwCあらた有限責任監査法人は、2019年6月19日の第60回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任しております。

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5)責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況についての概要は以下のとおりであります。

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び同第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役会は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「国際チャート企業理念」、「国際チャート企業行動規範」を採択し、取締役は、高い倫理観と遵法の間精神をもってこれらを遵守する。
- イ. 取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役会に随時取締役会に報告させる。
- ウ. 取締役会は、経営監査部門長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。
- エ. 監査役は、定期的に取り締役のヒアリングを行うとともに、経営監査部門長から経営監査結果の報告を受ける。
- オ. 監査役は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について取締役会から直ちに報告を受ける。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役は、「情報管理規程」、「伝達ならびに重要文書管理規程」等に基づき、経営会議資料、起案書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
- イ. 取締役は、経営会議資料、起案書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を取り締役及び監査役が閲覧できるシステムを整備する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、CROという。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。
- イ. 取締役は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、ビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役が策定した中期経営計画、年度予算を承認する。
- イ. 取締役会は、取締役の権限、責任の分配を適正に行い、取締役は、職務分掌集に基づき従業員の権限、責任を明確化する。
- ウ. 取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- エ. 取締役は、「取締役会規程」、「意思決定規程」等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
- オ. 取締役は、適正な業績評価を行う。
- カ. 取締役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム等の情報処理システムを適切に運用する。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、従業員に「国際チャート企業理念」、「国際チャート企業行動規範」を遵守させる。
- イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
- ウ. 当社は、役員及び従業員が当社の違法行為に接した場合、当社に対して通報できる制度（以下、内部通報制度という。）を設置し、取締役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

(6)株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．当社は、独立性を維持・確保する中で、親会社と適切な連携を図りながら、業務の適正を確保するための体制を整備する。

監査役の職務の執行のために必要なもの

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

ア．補助すべき使用人は置いていないが、監査役との協議により監査役が必要とする職務の補助を行う。

イ．経営監査部門は監査役との協議により監査役が要望した経営監査を実施し、その結果を監査役に報告する。

(8)前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア．監査役が必要とする職務の補助を行う使用人は、当該補助に関して監査役の指揮命令に従う。

(9)監査役への報告に関する体制

ア．取締役、従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた時、監査役に対して都度報告を行う。

イ．取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

(10)監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア．監査役に報告をした役職員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを別途定める規程に明記する。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- イ. 取締役、従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、経営監査結果を監査役に都度報告する。
- エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ. 取締役は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査役に説明を行う。
- カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事について、監査役に事前連絡、説明を行う。
- キ. 取締役は、業務プロセスを対象とした経営監査の実施結果を監査役に都度報告する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を経営監査部門、監査役会がモニタリングし、改善を進めております。また、経営監査部門及び経営管理部門、監査役会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

2. コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を当社のリスク・コンプライアンス委員会が中心となって行っており、「記録を通じて社会の発展に貢献する」という企業理念のもと、社会的責任（C S R）を果たすために、リスク・コンプライアンス委員会で当社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策を立案・推進するとともに「国際チャート企業理念」、「国際チャート企業行動規範」を行動指針として定め、役職員に対して定期的なコンプライアンス研修・教育等を実施しております。

法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することで当社の社会的信頼を維持することを目的に、内部通報制度「K C - B E L（Business Ethics Line）」、協力会社等からの「パートナーホットライン」、ナカバヤシグループ共通の内部通報窓口を設置しており、また、通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

3. リスク管理

当社の危機管理に関する基本事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を目的とした「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」を制定し、当社のリスクに関する統括組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、危機管理に必要な体制を整備しております。

また、「コーポレートリスクテーブル」を策定し、あらかじめ具体的なリスクを一元的に収集・分類することにより重要リスクを特定してリスクへの対応を図っております。

平常時におけるリスク管理として、当社の業務執行に関して、自然災害、研究開発、知的財産権侵害、情報セキュリティ、財務、従業員の不祥事等の各種リスクについて、情報収集、分析及び評価を行い、社内規程、危機管理マニュアル、B C P等を立案して当社取締役会に提案することとしております。

なお、リスクが顕在化した場合には、リスク・コンプライアンス委員会は、危機管理マニュアルに従い、当社取締役社長を対策本部長とする危機管理対策本部を立ち上げ、その指揮のもとに迅速な対応を行うこととしております。

また、災害を想定した訓練などの教育・啓発活動の適宜実施、外部専門機関との緊密な連携関係の構築等、問題の発生防止に向けた取り組みを継続的に実行しております。

4. 取締役の職務執行

取締役会規程、意思決定規程等の社内規程等を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を選任し、取締役会、双方向的な情報交換等を通じて、取締役への監督機能を強化しております。なお、当事業年度において、取締役会は10回開催されております。

また、職務分掌規程等を定め、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図っております。

5. 監査役

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

専任の補助使用人は置いていませんが、経営監査部門が監査役との協議により監査役が必要とする職務の補助を行っております。

また、取締役社長と監査役の相互の信頼関係を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者での意見交換を行うとともに、監査役が取締役社長の諸課題への取組み状況を確認できる体制を構築し、監査役への情報提供の充実に努めております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による事業活動への関与防止及び当該勢力による被害防止を図るため、内部統制システムの一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた体制整備を行っております。

A. リスク評価の徹底

反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶する旨を「企業行動規範」に明記することにより、反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしております。

また、「企業行動規範」冊子の配布、教育の継続的实施などにより、反社会的勢力との関係根絶を役員・従業員に徹底しております。

B.統制活動の推進

反社会的勢力との接触の禁止を徹底する観点から、総務担当部署が中心となって、反社会的勢力への対応要領の整備や役員・従業員に対する啓蒙活動を推進しております。また、同違反者に対する懲戒規定を設け、遵守徹底を図っております。

C.情報伝達の明確化

総務担当部署が関係情報の収集・伝達を行い、関係者への周知徹底を図っております。

また、警察、弁護士等（以下、外部専門機関という。）との連絡窓口を定めて情報伝達を円滑に行うことにより、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

D.監視活動

反社会的勢力排除に向けた管理体制下で、監査役の往査・ヒアリング、経営監査部門の内部監査などによる監視を実施しております。

E.外部との緊密な関係構築

反社会的勢力からの接触に備え、外部専門機関と適宜情報交換を行うなど、外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。また、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

剰余金の配当につきましては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための戦略的投資等を勘案しつつ、配当性向30％程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

当期の配当金につきましては、期末配当金を1株当たり2円50銭とし、中間配当金1株当たり1円50銭と合わせ、年間1株当たり4円00銭の配当金とさせていただきます。

計算書類

貸借対照表（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,860,663	流動負債	1,070,651
現金及び預金	1,055,454	支払手形	569,538
受取手形	60,025	買掛金	364,435
売掛金	531,787	未払金	57,299
商品及び製品	137,943	未払費用	25,146
仕掛品	9,051	未払法人税等	17,146
原材料	57,779	預り金	3,854
前払費用	5,801	賞与引当金	24,871
その他	3,370	設備関係支払手形	4,100
貸倒引当金	△550	その他	4,258
固定資産	1,659,916	固定負債	654,217
有形固定資産	1,598,173	繰延税金負債	180,928
建物	377,836	退職給付引当金	440,599
構築物	26,272	資産除去債務	160
機械及び装置	260,473	その他	32,530
車両運搬具	0	負 債 合 計	1,724,869
工具、器具及び備品	49,054	純 資 産 の 部	
土地	881,366	株主資本	1,785,805
建設仮勘定	3,169	資本金	376,800
無形固定資産	27,277	資本剰余金	195,260
ソフトウエア	24,721	資本準備金	195,260
その他	2,556	利益剰余金	1,213,775
投資その他の資産	34,465	利益準備金	21,920
投資有価証券	34,159	その他利益剰余金	1,191,855
破産更生債権等	1,740	固定資産圧縮積立金	500,678
その他	305	繰越利益剰余金	691,176
貸倒引当金	△1,740	自己株式	△29
資 産 合 計	3,520,580	評価・換算差額等	9,905
		その他有価証券評価差額金	9,905
		純 資 産 合 計	1,795,711
		負 債 純 資 産 合 計	3,520,580

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		4,582,790
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	132,171	
当期製品製造原価	2,092,055	
当期商品仕入高	1,658,794	
合計	3,883,022	
商品及び製品期末たな卸高	137,943	3,745,079
売上総利益		837,710
販売費及び一般管理費		722,291
営業利益		115,418
営業外収益		
受取利息	1,320	
受取配当金	1,030	
受取手数料	608	
助成金収入	1,178	
雑収入	189	4,326
営業外費用		
固定資産処分損	6,020	
為替差損	1,568	
雑損失	445	8,034
経常利益		111,710
税引前当期純利益		111,710
法人税、住民税及び事業税	17,451	
法人税等調整額	△2,765	14,686
当期純利益		97,024

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	376,800	195,260	195,260	21,920	502,818	610,012	1,134,750	△29	1,706,780
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△2,139	2,139	－		－
剰余金の配当						△17,999	△17,999		△17,999
当期純利益						97,024	97,024		97,024
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	△2,139	81,164	79,025	－	79,025
当期末残高	376,800	195,260	195,260	21,920	500,678	691,176	1,213,775	△29	1,785,805

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	12,302	12,302	1,719,083
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△17,999
当期純利益			97,024
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△2,397	△2,397	△2,397
当期変動額合計	△2,397	△2,397	76,627
当期末残高	9,905	9,905	1,795,711

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・製品のうち量産品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・製品のうち非量産品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～38年
構築物	7～60年
機械及び装置	7～10年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	3～11年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,016,745千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

9,671千円

② 短期金銭債務

6,272千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高

21,826千円

② 仕入高

14,604千円

③ 営業取引以外の取引による取引高

1,319千円

計算書類

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	6,000,000株	－株	－株	6,000,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	60株	－株	－株	60株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年5月8日 取締役会	普通株式	8,999千円	1.5円	2019年3月31日	2019年6月20日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	8,999千円	1.5円	2019年9月30日	2019年11月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年5月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	14,999千円	2.5円	2020年3月31日	2020年6月25日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	134,206千円
賞与引当金	7,576千円
減損損失否認	780千円
繰越欠損金	21,332千円
その他	10,162千円

繰延税金資産小計	174,056千円
----------	-----------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,174千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△129,912千円
評価性引当額小計	△132,086千円

繰延税金資産計	41,970千円
---------	----------

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△219,312千円
その他	△3,586千円

繰延税金負債計	△222,898千円
---------	------------

繰延税金負債の純額	△180,928千円
-----------	------------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主にナカバヤシグループファイナンス制度を利用して調達し、一時的な余資も同制度を利用することとしております。デリバティブ取引は、投機的な取引を行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの滞留管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の債権残高を月ごとにモニタリングする体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金及び未払費用、設備関係支払手形は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日です。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,055,454	1,055,454	—
(2) 受取手形	60,025	60,025	—
(3) 売掛金	531,787	531,787	—
(4) 投資有価証券	34,159	34,159	—
資産計	1,681,427	1,681,427	—
(1) 支払手形	569,538	569,538	—
(2) 買掛金	364,435	364,435	—
(3) 未払金	57,299	57,299	—
(4) 未払費用	25,146	25,146	—
(5) 設備関係支払手形	4,100	4,100	—
負債計	1,020,520	1,020,520	—

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当社はデリバティブ取引は行っていないため、該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事 業 の 容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
親会社	ナカバヤシ 株式会社	6,666	ビジネスプロセス ソリューション事業、 コンシューマー コミュニケーション事業、 オフィス アプライアンス事業、 エネルギー事業、 そ の 他 事 業	(被所有) 51.3 〔－〕	同 社 商 品 の 購 入 及 び 当 社 製 品 の 販 売、 役員の兼任等	当社ラベル紙等の販売 (注2)	10,233	売 掛 金	4,000
						印刷物等の購入 (注2)	10,233	買 掛 金	2,810
						資金の貸付 (注3)	600,000	短期貸付金	－
						受取利息	1,319		

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。また、期末残高のうち「売掛金」及び「買掛金」には消費税等が含まれております。
2. 取引条件については、両者で市場動向その他を勘案して協議の上決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は1年以内としております。
- なお、担保は受け入れておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 299円29銭
- (2) 1株当たり当期純利益 16円17銭

監査報告書

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

国際チャート株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 前 川 英 樹 ㊞

公認会計士 寶 野 裕 昭 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、国際チャート株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

国際チャート株式会社 監査役会

監査役(常勤) 藤 川 隆 之 ㊞

監 査 役 作 田 一 成 ㊞

監 査 役 小 宮 豊 ㊞

注) 監査役藤川隆之及び監査役小宮豊は、社外監査役であります。

以 上

〈メ 毛 欄〉

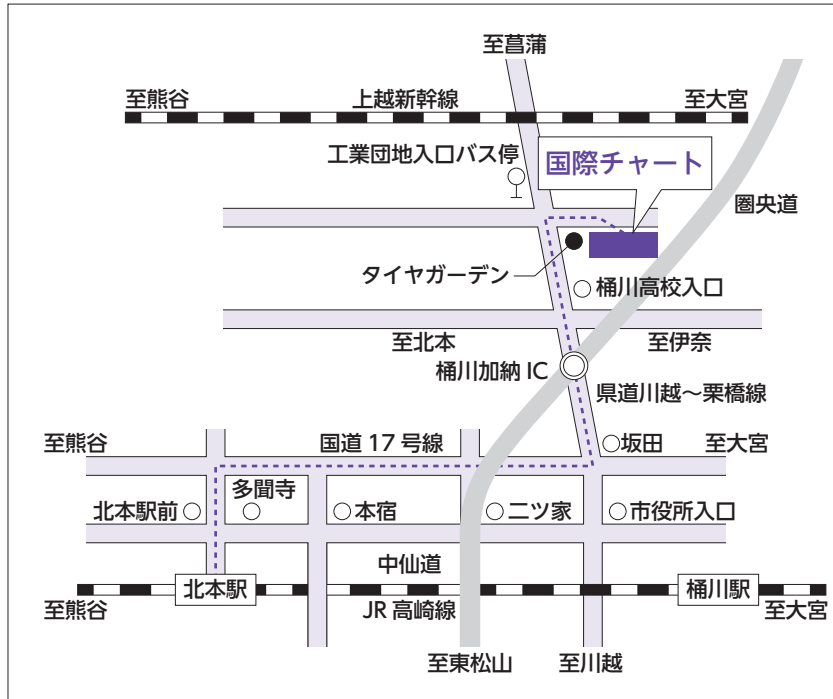
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

国際チャート株式会社 本社・桶川工場 2階ホール
〒363-0002 埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地
電話 048-728-8111 (代表)



交通ご案内

■ J R 北本駅東口下車

タクシー 所要時間約10分

■ J R 桶川駅東口下車

バス（菖蒲車庫行き）「工業団地入口」下車 所要時間約20分

■ 首都圏中央連絡自動車道桶川加納 I Cより埼玉県道12号「川越栗橋線」

■ 首都高速5号線～国道17号線坂田交差点右折